

平成30年3月26日（決定）

令和3年3月26日（改定）

令和5年3月14日（改定）

令和6年3月27日（改定）

酒田市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

酒田市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が、平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

酒田市においては、平地と中山間地が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、中山間地では農業生産条件の不利な地域が多く、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、平地では土地利用型の稲作において担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員が担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、酒田市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する山形県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する酒田市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員の改選期に検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和5年4月)	11,800ha	29.3ha	0.25%
3年後 (令和8年3月)	11,800ha	30.0ha	0.25%以下
目 標 (令和10年3月)	11,800ha	30.0ha	0.25%以下

※遊休農地面積(B)は、農地法第32条第1項第1号及び2号の面積であるが、現状において第2号は0ha。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

ア 農業委員による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。

イ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

ウ 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和5年4月)	11,800ha	9,473ha	80.2%
3年後 (令和8年3月)	11,800ha	9,560ha	81.0%
目 標 (令和10年3月)	11,800ha	9,794ha	83.0%

※目標に係る管内の農地面積(A)は、令和6年2月28日公表の耕作面積統計に基づき修正。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」策定及び見直しにかかる農業委員会の積極的な取り組み

- ・地域ごとの農業の在り方や人と農地の問題を解決するため、地域との協議に積極的に関わる。
- ・「地域計画」にかかる「目標地図」の素案作成に主体的に取り組む。

② 酒田市農地集積センターにおける関係機関との連携について

農業委員会は、酒田市農地集積センターの構成員である、庄内みどり農業協同組合及び酒田市袖浦農業協同組合等と連携し、「地域計画」に即したマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、「地域計画」及び担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整、交換や利用権の再設定を推進する。

④ 条件不利地等の取り組み

中山間地域等での農地の区画・形状が悪く、担い手が少ない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

また、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等について把握し、農地中間管理事業を積極的に活用しながら、遊休農地化の防止を図る。

⑤ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 (新規参入者取得面積)
策定当初 (平成29年12月)	8 経営体 (8.9 ha)
現 状 (令和5年4月)	27 経営体 (25.8 ha)
目 標 (令和10年3月)	32 経営体 (28.3 ha)

※ 新規参入者数は、農地の権利移動の主体となる新規参入の数。ただし、農業者個人の農業法人設立に伴うものは含まない。

※ 法人雇用や親元就農による農地の権利移動が伴わないものは含めない。

※ 目標値は、累積の数値とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

一社) 山形県農業会議、山形農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員は、農地のあっせんや新規参入者の地域の受入条件の整備を図るとともに、就農後も適宜、新規参入者の相談の場を設けるなど、地域や行政との橋渡しを行う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

酒田市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、酒田市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力及び「目標地図」の作成